

令和8年度 介護保険料のお知らせ

令和8年度の介護保険料（以下「保険料」）をお知らせします。年間保険料額は、ご本人の住民税課税状況と収入金額や所得金額、世帯の住民税課税状況を基に個人ごとに算定しております。

保険料段階	該当する方	年間保険料額(円)
第1段階 (基準額×0.285)	・生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方 ・老齢福祉年金を受けている方で本人および世帯全員(注1)が住民税非課税の方 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額(注2)と合計所得金額(注3)(公的年金等に係る雑所得金額を除く)の合計が82.65万円以下の方	21,478
第2段階 (基準額×0.485)	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得金額を除く)の合計が82.65万円を超え120万円以下の方	36,550
第3段階 (基準額×0.65)	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得金額を除く)の合計が120万円を超える方	48,984
第4段階 (基準額×0.85)	本人が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得金額を除く)の合計が82.65万円以下で同一世帯に住民税課税者がいる方	64,056
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得金額を除く)の合計が82.65万円を超え同一世帯に住民税課税者がいる方	75,360
第6段階 (基準額×1.15)	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	86,664
第7段階 (基準額×1.25)	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	94,200
第8段階 (基準額×1.4)	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	105,504
第9段階 (基準額×1.6)	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	120,576
第10段階 (基準額×1.9)	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	143,184
第11段階 (基準額×2.1)	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	158,256
第12段階 (基準額×2.3)	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	173,328
第13段階 (基準額×2.5)	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上1000万円未満の方	188,400
第14段階 (基準額×2.9)	本人が住民税課税で、合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	218,544
第15段階 (基準額×3.4)	本人が住民税課税で、合計所得金額が1500万円以上2500万円未満の方	256,224
第16段階 (基準額×3.9)	本人が住民税課税で、合計所得金額が2500万円以上3500万円未満の方	293,904
第17段階 (基準額×4.4)	本人が住民税課税で、合計所得金額が3500万円以上5000万円未満の方	331,584
第18段階 (基準額×4.9)	本人が住民税課税で、合計所得金額が5000万円以上の方	369,264

(注1) … 世帯状況は、その年度の4月1日時点のもので判断します。年度の途中で65歳になった方や転入された方は資格の取得日で判断します(年度の途中で世帯状況に変更があっても、翌年度まで保険料に変更はありません)。

(注2) … 老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、共済年金、年金恩給などの年間受給額です。非課税収入となる遺族年金や障害年金は、この収入金額には含まれません。

(注3) … 4ページの合計所得金額とはをご確認ください。

保険料額決定通知書の確認方法

同封の「令和8年度納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書（以下「決定通知書」）」とあわせて本書をご覧ください。

被保険者番号

お問い合わせの際はこちらの被保険者番号をお知らせください。

保険料額

各期の保険料額を記載しています。特別徴収の場合は年金支給月の徴収となります。特別徴収と普通徴収の両方で納付（併用徴収）する場合があります。

被保険者番号	被保険者氏名
生年月日	性別

保険料段階・年間保険料額

令和8年度の保険料段階とそれに応じた年間保険料額を記載しています。詳しくは1ページをご覧ください。

月	期別	保険料額		普通徴収の場合の納期限
		特別徴収	普通徴収	
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				
合計額				

年間保険料額

これからの保険料納付方法等
保険料徴収方法
特別徴収義務者
特別徴収対象年金

保険料納付方法

保険料の納付方法を記載しています。詳しくは5ページをご覧ください。

合計額

特別徴収計と普通徴収計を合算したものが年間保険料額となります。

期間	月数①	保険料段階	保険料額②	③

期間

令和8年度に世田谷区で介護保険の資格をお持ちの期間を記載しています。

生活保護	高齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額
------	--------	------------	--------

金融機関	口座種目	口座番号	口座名義人
------	------	------	-------

①銀行、信用金庫	②ゆうちょ銀行、郵便局（一部所在地のみ）
③世田谷区保険料収納課	④コンビニエンスストア など

（お問合せ先）世田谷区介護保険課資格保険係 住所 154-8504 世田谷区世田谷 電話番 03-5432-2643 FAX番号

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

口座振替による納付の場合は、登録していただいた口座情報を記載しています。

合計所得金額

令和7年1月～令和7年12月の所得等金額を記載しています。住民税の課税状況により、算定の基となる金額が異なります。詳しくは4ページをご覧ください。

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は世田谷区長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

保険料額決定通知書について

令和8年度の年間保険料額の決定に伴うお知らせです。決定通知書に記載されている年間保険料額や納付方法等を確認してください。納付書が同封されている方は納付書による納付をお願いします。なお、決定通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

◆令和7年度は年金からの徴収だったが、納付書が同封されている方へ

年金からの徴収（特別徴収）が停止となったため納付書を同封しています。特別徴収が停止となった場合、特別徴収の再開までは納付書または口座振替（普通徴収）による納付となります。なお、特別徴収の再開は年金機構から世田谷区に送付される情報を基としており、再開に伴うご本人による手続きは不要です。

（特別徴収が停止となる主な理由）

- ①年間保険料額の決定後にご本人の住民税課税状況と収入金額や所得金額、世帯の住民税課税状況が更新され、保険料が減額となった。
 - ②年度の途中に世田谷区へ転入された。（※）
 - ③年金保険者（厚生労働大臣等）から特別徴収ができない旨の連絡が世田谷区にあった。
- （※）転入元の区市町村と年金機構の情報連携により転入元の区市町村での特別徴収が停止されます。世田谷区での特別徴収の開始は翌年度以降となります。

◆令和8年1月1日時点で他区市町村に住民登録があった方や、他区市町村で住民税を課税されている方へ

令和8年1月1日時点で世田谷区以外の住所地に住民登録があった方は、保険料算定に必要な収入金額や所得情報等が世田谷区に届いていない場合があります。そのため他区市町村へ所得調査を行い、その結果により、年間保険料額が変更となる場合があります。年間保険料額が変更となる場合は、変更通知書であらためて通知します。

◆世田谷区の介護保険の資格を喪失した方（お亡くなりになられた方や世田谷区外に住民登録を移された方）へ

世田谷区への介護保険料の納付は資格喪失日を含む月の前月分までとなります。年間保険料額を再計算した結果、資格喪失日以降も世田谷区へ介護保険料の納付が必要となる場合または還付になる場合があります。詳しくは、4ページをご覧ください。

◆保険料の徴収方法が特別徴収の方で2月期に金額の割付がある方へ

特別徴収により介護保険料を納付していただいている方は、前年の所得が確定するまでに保険料算定を行う仮徴収期間（4月・6月・8月）、前年の所得が確定した後に介護保険料算定を行う本徴収期間（10月・12月・2月）に分かれております。

仮徴収期間の介護保険料額は、原則として前年度の2月期と同じ介護保険料額が徴収されます。ただし、8月の介護保険料額は変更される場合があります。

また来年度4月当初の介護保険料に関する通知は、本決定通知書をもって代えさせていただき、徴収前にあらためて通知しませんのでご注意ください。

◆令和7年度税制改正に伴う保険料算定の特例について

令和7年度税制改正に伴う、給与所得控除最低保障額の引き上げに伴い、令和8年度保険料算定に限り、給与収入が55万1千円以上190万円未満の方は、税制改正前と同様の基準で保険料を算定しています。そのため、決定通知書記載の課税区分や合計所得金額が住民税と異なる場合があります。

保険料の算定方法

年間保険料額は、ご本人の住民税課税状況と収入金額や所得金額、世帯の住民税課税状況に基づき、保険料を決定します。

「保険料算定のもととなるご本人の所得等金額」は、ご本人の住民税課税状況によって以下の金額を記載しています。

ご本人の住民税課税状況が課税の方	ご本人の住民税課税状況が非課税の方
合計所得金額	公的年金等の収入金額 + 合計所得金額（公的年金等に係る雑所得金額を除く）

年度の途中で世田谷区の介護保険の資格を取得または喪失した場合は、世田谷区で資格をお持ちの月数に応じた月割りで計算しています。

令和8年度の保険料算定に限り、ご本人または世帯の方に給与収入があり、収入額が55万1千円以上190万円未満の方は住民税が非課税でも課税とみなされる場合があります。

※賦課期日（1月1日及び4月1日）に世田谷区に住所のある方が対象です。

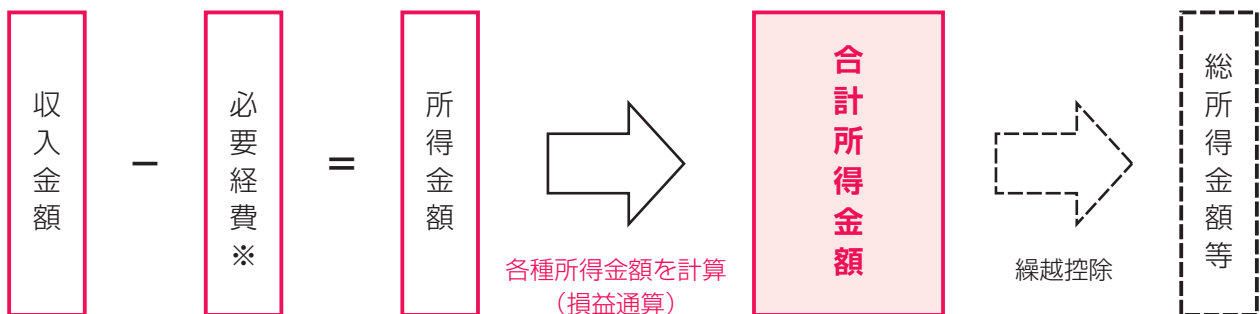
$$\text{該当する保険料段階の年間保険料額} \times \frac{\text{令和8年度中に世田谷区で資格をお持ちの月数}}{12\text{か月}} = \text{令和8年度の年間保険料額}$$

合計所得金額とは

合計所得金額とは収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。分離課税所得も含まれ、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。土地建物等の譲渡所得がある場合は、合計所得金額より特別控除額を除いた金額になります。

保険料段階が第1段階～第5段階の方（ご本人の住民税課税状況が非課税の方）で給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を除いて合計所得金額を計算します。

令和8年度の介護保険料に限り、給与収入が55万1千円以上190万円未満の方については、基準となる合計所得金額が1～10万円引き上げて算定します。



※年金収入のある方は公的年金等控除額、給与収入のある方は給与所得控除額を指します。

◆住民税が源泉徴収されている上場株式等の譲渡所得等および配当所得等の確定申告をされた方へ

配当控除、損益通算、繰越損失を受けるために確定申告をした場合、譲渡所得や配当所得が保険料の算定対象に含まれます。

保険料の納付方法

保険料の納付方法は「特別徴収」と「普通徴収」とその両方の「併用徴収」の3種類です。希望に応じて納付方法を選択することはできません。

特別徴収（年金からの納付）

年金から保険料額を差し引かれる方法による納付となります。口座振替により納付されている方は、特別徴収が開始されると自動で切り替わりますので、ご自身による手続きは必要ありません。

◆対象者

公的年金を年額18万円以上受給されている方

ただし、特別徴収の対象となる年金を受給されている方であっても、年度の途中で65歳になった方や年度の途中で世田谷区に転入された方は、翌年度以降から特別徴収の開始となります。

普通徴収（納付書による納付）

以下の対象者の方には納付書を同封していますので、こちらの納付書にて納付してください。

◆対象者

年度の途中で65歳になった方、世田谷区に転入された方、特別徴収対象の年金が年額18万円未満の方など、特別徴収の対象者にならない方

・窓口での納付

銀行、ゆうちょ銀行、郵便局等の金融機関、コンビニエンスストア※、世田谷区保険料収納課、各総合支所くみん窓口、出張所（まちづくりセンターを除く）

・キャッシュレス※での納付

スマートフォンに対象アプリをインストールして、納付書のバーコードを読み取り、納付できるサービスです。モバイルレジのアプリを利用して、クレジットカードによる納付も可能です。

※コンビニエンスストアやキャッシュレスでの納付は、表面にバーコードが印字されている納付書に限ります。

対象アプリ等の詳細は、世田谷区のホームページをご確認ください（納付書裏面の二次元バーコードから対象のページにアクセスできます）。

普通徴収（口座振替による納付）

特別徴収の対象にならない方のうち、世田谷区介護保険料口座振替（自動払込）依頼書（以下「口座振替依頼書」）等により金融機関口座を指定している場合は、口座振替日に振替します。

◆口座振替の手続きがお済みで納付書が同封されている方

口座振替の登録が完了しましたら、「口座振替開始（変更）のお知らせ」にて通知します。同封の納付書にて納付していただく場合もありますので、詳しくはお問い合わせください（7ページ「問い合わせ先」を参照）。

◆対象者

年度の途中で65歳になった方、世田谷区に転入された方、特別徴収対象の年金が年額18万円未満の方のうち、口座振替依頼書等により金融機関口座を指定している方

併用徴収（特別徴収と普通徴収の併用）

特別徴収と普通徴収の両方で納付となります。納付書が同封されている方は、こちらの納付書により納付してください。

◆対象者

特別徴収が年度の途中から始まる方や年度の途中で終わる方、または、年度の途中で保険料が変更になった方など

保険料の減免制度

世田谷区では、次の保険料減免制度を実施しています。なお、二つ以上の減免制度を併用することはできません。複数の減免制度に該当する方は、減免額が大きい制度が優先となります。

○災害被災等による保険料の減免

火災、震災、風水害等により著しい損害を受けたり、倒産などにより収入が著しく減少して、一時的に保険料の納付ができなくなった場合は、申請により保険料を減額または免除する制度があります。

○世田谷区独自減額

世田谷区では、保険料の納付が経済的に困難な方で、次の「減額の基準」にすべて該当する方を対象に、申請により保険料を減額する制度があります。

・減額の基準

- ① 保険料段階が第2段階または第3段階
 - ② 現在、生活保護を受けていない
 - ③ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に入所していない
 - ④ 自宅以外に土地・家屋を所有していない
 - ⑤ 所得税および住民税を納めている人の扶養を受けていない。また生計が同一でない
 - ⑥ 健康保険（医療保険）の被扶養者となっていない（国民健康保険、後期高齢者医療、任意継続健康保険を除く）
 - ⑦ 世帯の年間の収入金額が150万円以下（2人以上の時は1人増加するごとに50万円を加えた金額）
 - ⑧ 世帯の預貯金、有価証券等の合計額が350万円以下（2人以上の時は1人増加するごとに100万円を加えた金額）
 - ⑨ 令和9年3月末時点で、保険料の未納がない
- ※ここでいう「世帯」の基準は以下になります

- ・ 同一住所、同一敷地内の方
- ・ 共益費（電気、ガス、水道料金等）を負担しあっている方

・減額の内容

- 第2段階 年額36,550円を年額26,376円に減額します。
第3段階 年額48,984円を年額33,912円に減額します。

・決定までの流れ

上記にある減額の基準を満たす可能性がある場合は、詳しくご案内しますので事前にご相談ください（7ページ「問い合わせ先」を参照）。減額の基準を満たしているかを確認しますので必要書類（過去一年の収入のわかる通帳など）をご用意いただき、令和8年9月1日～令和9年3月31日の期間にご提出ください。

減額の基準を満たした方は、令和9年5月に差額をお返しします。

保険料を滞納すると

○督促・催告

定められた納期限内に納付されない場合、督促状を送付します。また、電話催告センターからの電話や催告書を送付します。

○延滞金

定められた納期限内に納付されない場合、納期限の翌日から納付までの日数に応じた延滞金を保険料に加算します。

○給付額減額等

納期限から1年以上保険料を納付せず、納付相談のない方には、保険給付の一時差し止めや利用者負担割合の引き上げなどにより介護保険の給付を制限する場合があります。

○財産などの差し押さえ

正当な理由なく継続して保険料の納付がない場合には、住民税や国民健康保険料と同様に、預貯金や年金などの財産を差し押さえる場合があります。

●納付相談

普通徴収の保険料については、随時、納付相談を承っております。事情があり納付が困難な場合は、分割して納付する方法もあります。

※給付額減額等の詳細や納付相談につきましては、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

保険料は社会保険料控除の対象になります

確定申告時の控除対象額は、1月～12月までの1年間に納付した保険料額です。確認方法は以下のとおりです。電話でも納付済額をお伝えできる場合がありますのでお問い合わせください。なお、控除対象となる保険料の範囲については、税務署にご確認ください（決定通知書の年間保険料額とは異なります）。

納付方法	確認方法
特別徴収	「公的年金等の源泉徴収票」 令和9年1月下旬に年金保険者(厚生労働大臣等)から送付されます。 遺族年金、障害年金は発行されませんので、お手数ですが以下の問い合わせ先までご確認ください。
納付書による納付	「1月～12月までの間に納付した領収証書（世田谷区介護保険料納付書）」
キャッシュレスによる納付	「アプリ内の決済履歴」（領収書は発行されません。）
口座振替による納付	「介護保険料口座振替済通知書」 令和8年12月下旬に世田谷区から送付いたします。

納付確認票交付の受付

1年間で納付いただいた介護保険料額を確認できる書類として、申請により「介護保険料納付確認票」を交付します。窓口・電話申請の他に、オンラインでの申請も可能です。詳細は、世田谷区のホームページをご確認ください。

問い合わせ先

世田谷区 介護保険課 資格保険料係

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03(5432)2643 (直通)

FAX 03(5432)3042

電話番号のかけ間違いにご注意ください

〈受付日〉月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く。）

〈受付時間〉8時30分～17時

介護保険制度は、介護や支援を必要とする人を社会全体で支えあう制度です。介護保険制度では住み慣れた地域でできる限り自立した日常生活を送ることができるよう、介護や支援が必要となった方の心身の状況や生活環境等に応じて、利用される方の選択に基づき、様々なサービスが提供されています。

※介護保険のサービスの利用を希望される場合、要介護・要支援認定の申請が必要となりますので、住所地のあんしんすこやかセンター、または総合支所の保健福祉センター保健福祉課にご相談ください。

※令和8年度の介護報酬改定では介護現場で働く方々の処遇改善を図る措置が図られました。今後も高齢化が進む中、介護保険制度を持続していくため、保険料や利用者負担への影響へのご理解をお願いいたします。

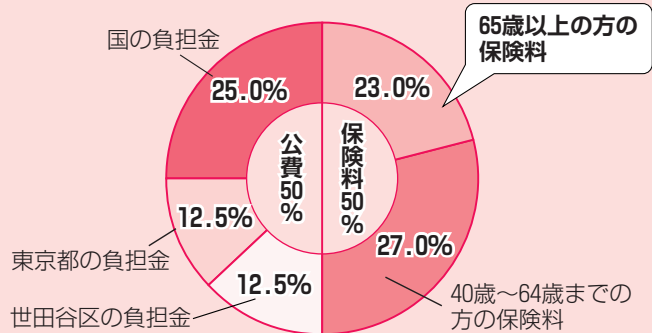
介護保険事業の財源

介護保険サービスを利用する場合、原則として費用の1割～3割が利用者負担となり、残りの9割～7割が保険から給付されます。その財源は、半分を国、都、世田谷区の公費（税金）で負担し、残り半分を保険料として全国の人口の構成割合に応じて、65歳以上の方が23%、40歳から64歳までの方が27%を負担します。皆様の保険料が介護保険を支えています。

～保険料はこのようなことに使われています～

介護保険サービスの利用にかかる費用（保険給付）
ケアプラン作成にかかる費用
介護予防等の取組みにかかる費用
あんしんすこやかセンターの運営にかかる費用
その他高齢者施策にかかる費用

〈介護保険事業の財源内訳〉



※国と都の負担割合は、居宅給付費の場合の割合です。

保険料の算出について

65歳以上の方の保険料は、介護保険法に基づき、3年を一期とする介護保険事業計画ごとに定めます。第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）における世田谷区の保険料が決まるまでの流れは以下の通りです。

- ①計画期間における被保険者数、要介護・要支援認定者数、介護保険サービス等にかかる費用の見込みを推計します。
- ②国が法令等で定める65歳以上の方の保険料を負担する割合、保険料を積み立てた基金の活用等を踏まえ、65歳以上の方の保険料の必要総額の見込みを立てます。
- ③65歳以上の方の保険料必要総額と所得段階別の人数割合などをもとに保険料の基準額と各段階別の年間保険料額を設定します。
- ④各段階別の年間保険料額を示した条例改正案を世田谷区議会に提出し、議会の審議を経て、条例改正を行います。
- ⑤ご本人の住民税課税状況と収入金額や所得金額、世帯の住民税課税状況を基に65歳以上の方一人ひとりの保険料を決定し送付します。